

《福祉医療機構退職届等の提出先変更について》

令和1年7月1日以降、福祉医療機構に関する退職届等の提出先が変更となります。

下記独立行政法人福祉医療機構共済部に直送となりますのでご承知おき願います。

今回の変更により、今後は、福祉医療機構に関する全てのお問い合わせ、届出書の提出は福祉医療機構となりますのでよろしくお願いいたします。

変更前（6月末日まで）の提出先：一般社団法人宮城県民間社会福祉振興会



変更後（7月1日以降）の提出先：独立行政法人福祉医療機構 共済部

提出先：独立行政法人福祉医療機構 共済部 退職共済課

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階

TEL:03-3438-0215

(1) 書類の作成方法についての変更はございません。

(2) 振興会と福祉医療機構の2つの制度へ加入している共済契約者（被共済職員）の場合

下記のとおり振興会から送付される源泉徴収票を添付して、福祉医療機構に直接ご提出下さい。

注) 福祉医療機構の退職金請求手続きは、振興会の退職手当金が確定し、「退職手当裁定通知書及び源泉徴収票」が到着後に提出願います。

●個人番号が見えない措置として、目隠しシールをご使用の場合は、1ヶ所もしくは2ヶ所をホッチキスで綴じてご提出願います。

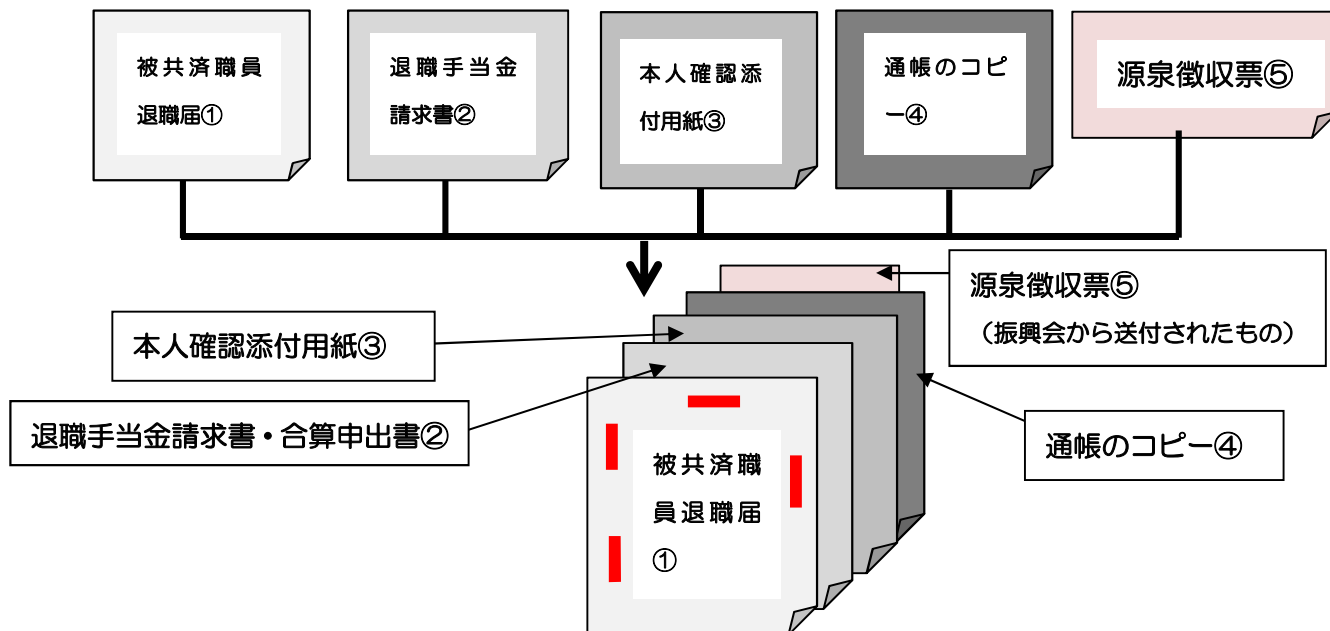
(5種類の届出書類を下記の順番で揃え1ヶ所もしくは2ヶ所をホッチキス止めして下さい。)

●目隠しシールをご使用にならない場合は、個人番号が見えない措置として下記のとおり4ヶ所をホッチキスで綴じてご提出願います。

(5種類の届出書類を下記の順番で揃え4ヶ所をホッチキス止めして下さい。)

●送付の際は、原本のみ1部福祉医療機構に送付願います。

※福祉医療機構の手続きに基づいた必要書類を作成願います。



(3) 福祉医療機構退職手当共済制度のみ加入の共済契約者（被共済職員）の場合

福祉医療機構のみ加入の場合や、福祉医療機構のみ退職手当金を請求する場合は、福祉医療機構の退職に関する届出書を福祉医療機構に直接ご提出下さい。

※福祉医療機構の手続きに基づいた必要書類を作成願います。

